

債権放棄の報告について

債権所管課：人権文化センター

令和 7 年度加古川市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権の名称	件数	人数	金額	放棄日及び適用条項
住宅建設資金貸付金回収金・利子収入	2 件	1 人	492,565 円	令和 8 年 3 月 6 日 条例第 10 条第 2 号 (破産免責等)
合計	2 件	1 人	492,565 円	

(放棄債権の概要)

住宅建設資金貸付金回収金・利子収入

加古川市住宅建設資金貸付条例（昭和 47 年 3 月 31 日施行、平成 9 年 4 月 1 日
廃止）に基づく「住宅建設資金貸付事業」における貸付金

契約年度	昭和 50 年度
貸付金額	4,500,000 円
利率	年 2.0%
総償還予定額	5,364,775 円

◎参 考

加 古 川 市 債 権 管 理 条 例 抜 粋

(債権の放棄)

第10条 債権管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非強制徴収債権及び当該債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) (省 略)

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第 253条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3)～(6) (省 略)

(議会への報告)

第11条 債権管理者が前条の規定により債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。